

## 新型コロナウイルス感染症に対応した業務運営ルールについて

弊社、関係運転会社等においては、これまで、新型コロナウイルス感染症の感染者は1例あるが、操業への影響は生じていない。緊急事態宣言解除後においても、次の感染拡大期（第2波以降）は必ず来る、という認識の下、政府の方針等に従い「新しい日常」における「新たな業務運営ルール」を作成して、取り組んでいる。

具体的には、「廃棄物処理業の感染防止ガイドライン」も参照しつつ、新型コロナウイルス感染症対策の観点からだけでなく、働き方改革や災害時にも役立つことを念頭に、取締役、各部長等が参加する経営幹部会議での議論などを経て制度化・ルール化を行い、継続的な措置も含め、以下のことを実践している。

### 1. 社員等に、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合等の就業制限、操業

※「廃棄物処理業の感染防止ガイドライン」、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」を参照し、随時更新している。

#### ①発熱や風邪症状がみられた場合

社員等は、発熱や風邪症状などの疑わしい症状がおきた場合には、必ず上司に連絡・相談の上、出勤しない。体調がよくないときには、無理をして出勤することはしない。

解熱・風邪症状が軽減したときは、上司に連絡、相談の上、次のa及びbの両方の条件を満たすことを職場復帰の目安とする。

a 発症後に少なくとも8日が経過している

b 薬剤（解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤）を服用していない状態で、解熱後および症状（咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など）消失後に少なくとも3日が経過している

#### ②「帰国者・接触者相談センター」に相談する症状がある場合

社員等又は同居家族等が政府が示す症状に該当する場合は、上長又は同僚に連絡し、出勤はせず、「帰国者・接触者相談センター」に相談する。当該社員等は、同センターへの相談結果についても上長又は同僚に連絡する。

#### ③接触確認アプリ（cocoa等）から感染者と接触があった旨の通知を受け取った場合

社員等又は同居家族等が接触確認アプリ（cocoa等）から感染者と接触があった旨の通知を受け取った場合は、上長又は同僚に連絡し、厚生労働省の資料に沿って以下のとおりとしている。

- a 政府が示す症状に該当する場合は、出勤はせず、「帰国者・接触者相談センター」に相談する。
  - b 政府が示す症状がない場合でも身近な人に新型コロナウイルス感染症の感染者あるいは新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある人が「いる」場合は、出勤せず、在宅勤務等とする。
  - c 症状もなく身近に感染者等がいない場合は、通常勤務。
- ④新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者とされた場合  
判定等は保健所の指示に応じて対応し、それを受けて、就業制限などの措置を講じる。  
操業の扱いについては、環境省、立地自治体と相談する。

## 2. 会議の開催

### 2.1 JESCO 内部での対応

可能な限り Web 会議を活用することを検討した上で、各事業所長、センター所長、各部長の判断において会議を開催することとした場合は、「新しい生活様式」に則ることを前提とし、感染防止策を徹底の上、収容人数に対して50%以下の参加者数を目安とする。

### 2.2 事業検討委員会等での対応

事業検討委員会の規定を見直し、委員長が必要と認める場合には web 会議システムを利用して開催できるものとした。この規定は各事業部会でも準用する。

## 3. 事業所における見学受け入れ

見学を受入れるにあたっては、以下のとおり対応している。

### <見学者に予めお願いすること>

- ・予約又は感染者発生に備えた自主的記名（連絡の取れる電話番号等。個人情報取扱には注意。）
- ・本人又は同居者が、当日又は2週間以内に咳、くしゃみ、鼻水、咽頭痛、倦怠感、発熱等の風邪症状があった場合は、見学を控えていただくこと
- ・来館時に非接触型体温計による体温測定へ協力いただくこと
- ・マスクを着用し、咳エチケットを心がけていただくとともに、アルコール手指消毒配置場所での手指消毒、身体的距離の確保に協力いただきたいこと
- ・状況に応じた人数の制限

### <事業所側の対応>

- ・所員の毎日の健康状態確認

- ・見学対応社員は、マスク又はフェイスガードを着用
- ・施設の清掃・消毒・換気の徹底、施設出入口等にアルコール手指消毒液の配置
- ・見学対応社員（総務課）と操業に直接関係する社員等を別の者とする事、動線も操業に直接関係する社員と分離
- ・万が一、見学者が後日新型コロナ感染者であったことが判明し、対応した社員が保健所より濃厚接触者の指定を受けた場合には、その社員を自宅待機とするとともに、保健所の指導に従い必要な範囲の消毒を行い、地元自治体と環境省へ報告を行う

## 【参考】

### (1) 社員全員への感染予防の呼びかけ

- ①朝晩体温を測定し、普段よりも体温が高いなど体調がすぐれないときには無理して出勤しない。また、自分の行動履歴を手帳等に残すようにする。
- ②出勤時や外出から戻ったときなどは、水道水と石鹼による手洗いや消毒液による手指消毒を、自宅においても外出後はしっかりと手洗いをする。また、通勤時や人混みに行く際にはマスクを着用する等、感染予防に一層心がける。なお、夏季期間においては、「高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2m 以上）が確保できる場合には、マスクをはずす」旨を周知した。
- ③勤務中も含めマスクを着用する。

### (2) 時差出勤

時差出勤制度について、本社（通常 9:00 始業）については、時差出勤の時間帯の選択肢の拡大を行い、7 時半、8 時、9 時、10 時、11 時、13 時始業の中から選択できることとした。

なお、PCB 処理事業所及び中間貯蔵管理センターにおいては、国や地元自治体への対応、運転会社や再委託先との調整等それぞれの状況等を踏まえて、柔軟に対応する場合があると考えられるため、就業規則において、他の時間帯でも社員の勤務時間を定められることとなっている。

### (3) 在宅勤務

業務効率化、新型コロナウイルス感染予防及びワークライフバランスの向上を目的として、全社員を対象に在宅勤務ができる制度を設ける。この在宅勤務は、『在宅でも会社にいるときと同等の内容及び時間の業務をし、上司が、その業務内容及び労働時間を管理することを前提』とした制度とする。

なお、情報セキュリティには万全の対策を講じる。

- ・全社員へのモバイル PC 配布を目標とする。
- ・新たなルールとして、業務の違いを考慮しつつ機会の公平性を確保するため、原則として、月 8 日を上限とする。 など

### (4) 備品や共用部分の拭き取り消毒、パーティションの設置など

### (5) 出張等の扱いについて

出張は、Web 会議の活用等、出張以外の方法で目的を達成できないか十分精査の上、出張を行う場合には地域（特に旧特定警戒都道府県（首都圏 1 都 3 県・北海道））の感染状況に十分注意を払い、出張者数、回数、手段等、感染リスクを低減させる工夫に留意しつつ、個別に判断する。

### (6) 社員等に、新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者とされた場合の連絡、広報等